

○北谷町小児慢性特定疾病児童日常生活用具の徴収基準額

階層区分	世帯の階層（細）区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2,250	230
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円 D1階層	2,900	290
		3,001～5,800円 D2階層	3,450	350
		5,801～8,700円 D3階層	3,800	380
		8,701～13,000円 D4階層	4,250	430
		13,001～17,400円 D5階層	4,700	470
		17,401～22,400円 D6階層	5,500	550
		22,401～28,200円 D7階層	6,250	630
		28,201～58,400円 D8階層	8,100	810
		58,401～75,000円 D9階層	9,350	940
		75,001～96,600円 D10階層	11,550	1,160
		96,601～121,800円 D11階層	13,750	1,380
		121,801～175,500円 D12階層	17,850	1,790
		175,501～221,100円 D13階層	22,000	2,200
		221,101～380,800円 D14階層	26,150	2,620
		380,801～549,000円 D15階層	40,350	4,040
		549,001～579,000円 D16階層	42,500	4,250
		579,001～700,900円 D17階層	51,450	5,150
		700,901～849,000円 D18階層	61,250	6,130
		849,001～1,041,000円 D19階層	71,900	7,190
		1,041,001円以上 D20階層	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円
備考				